

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
日休む、
日翌日
の翌日)

鳥取県規則第五十七号

恩給の年額の昭和四十年改定に関する条例の規定により
改定すべき恩給の改定及び請求手続に関する規則

(この規則の趣旨)

第一条 恩給の年額の昭和四十年改定に関する条例(昭和四十年十月鳥取県条例第三十二号。以下「条例」という。)の規定により改定すべき恩給の改定及び請求手続については、この規則の定めるところによる。

(証書の発行及び交付)

第二条 条例第一条の規定により年額を改定すべき恩給(以下次条において「改定すべき恩給」という。)で昭和四十年九月三十日以前の日付けのある証書によつて支給しているものについては、受給者の請求を待たずにその年額を改定し、その改定年額を表示した証書を発行する。

2 前項の規定により発行する恩給の証書は、従前の証書と引換えに受給者に交付する。

第三条 改定すべき恩給で昭和四十年十月一日以後裁定するものについては、改定年額及び従前の年額を表示した証書を発行する。

第四条 条例第三条第一項の規定により改定すべき恩給に係る恩給金額計算書については、鳥取県吏員等退職年金及び退職一時金に関する条例施行規則(昭和三十年四月鳥取県規則第十四号。以下「条例施行規則」という。)第三十一条の規定にかかわらず、様式第一号又は様式第二号による。

(雑則)

第五条 条例の規定により改定すべき恩給の改定及び請求手続については、この規則に別段の定めのない事項については、条例施行規則の定める例による。

附則

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十年十月一日から適用する。

目次

◇規則

恩給の年額の昭和四十年改定に関する条例の規定により改定すべき恩給の改定及び請求手続に関する規則
恩給法等の一部を改正する法律附則の規定により改定すべき恩給の改定及び請求手続に関する規則

◇告示

保安林の解除予定
保安林の指定解除

土地改良区の定款の変更の認可

土地改良事業計画に係る土地改良事業計画書等の縦覧
新たに行なおうとする土地改良事業の認可
米飯提供業者の登録
道路の位置の指定

◇公告

高圧ガス販売主任者試験の実施

規則

恩給の年額の昭和四十年改定に関する条例の規定により改定すべき恩給の改定及び請求手続に関する規則をここに公布する。

昭和四十年十一月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

様式第1号

退職年金金額計算書		支給銀行	店(出張所)				
鳥取県知事 殿		提出年月日	年 月 日				
下記のとおり取り調べたので、給与されたい。		任命権者印	Ⓜ				
退職当時の職名及び生年月日		前証書記号番号					
年 月 日生 歳 月		前在職年					
退職年金年額 十 万 千 百 十 円		前職					
毎期給額 万 千 百 十 円 十 銭		前恩給年額					
停止支給期間及額	自 昭和 年 月 至 昭和 年 月	傷病年金又は公務に起因する傷病に関する事項					
初期支給額	昭和 年 月 渡 月 分 円 銭						
退職年月日及び事由	昭和 年 月 日						
在職年数	年 { 実 年 月 加 年 月 除 年 月 }						
算出率	$\frac{150}{150} = \frac{150}{150} + \text{--- (加)}$						
退職当時の給料年額							
控除前の額							
控除額	円 銭 $\times \frac{1}{5}$						
差月数	月 ($\frac{2\text{月} \times \text{換算月数}}{\text{換算月数}}$) (年 月 退職 / 年 月 再就職)	退職当時の給料					
一時金基礎給料	円 銭 $\frac{1}{2}$ 額 円 銭	級 号給					
		(月額) 円					
在 職 年 の 内 訳							
実 在 職 年		加 算 年		除 算 年			
始 終 期	年 月 数	始 終 期	事 由	年 月 数	始 終 期	事 由	年 月 数
自 年 . 月 . 日		自 年 . 月 . 日			自 年 . 月 . 日		
自 至 . . .		自 至 . . .			自 至 . . .		
自 至 . . .		自 至 . . .			自 至 . . .		
自 至 . . .		自 至 . . .			自 至 . . .		
自 至 . . .		自 至 . . .			自 至 . . .		
自 至 . . .		自 至 . . .			自 至 . . .		

様式第2号(表面)

遺族年金金額計算書		支給銀行	店(出張所)	
鳥取県知事 殿		提出年月日	年 月 日	
下記のとおり取り調べたので、給与されたい。		任命権者印	Ⓧ	
県吏員等職氏名			年 月 日	生
及び遺族続柄氏			年 月 日	生
名生年月日			年 月 日	生
			年 月 日	生
遺族年金額	万 千 百 十 円	毎期給額	万 千 百 十 円 十 銭	
起算起月	昭和 年 月	初期給額	昭和 年 月 渡	円 銭
退職年月日及び事由	昭和 年 月 日	権利発生	昭和 年 月 日	
在職年数	年 { 実加除 年 月 年 月 }	発生転権	昭和 年 月 日	
恩給算出率	$\frac{\quad}{150} = \frac{\quad}{150} + \text{--- (加)}$	事由移転	昭和 年 月 日	
退職当時額	円 銭	退職控除前の算出額	円 銭	
基本給料額	円 銭	控除額	円 銭 $\times \frac{\quad}{15}$	
基本恩給証書番号	第 号	年金差月数	月 月 月	
退職年金額	十 万 千 百 十 円	控除一時金基礎料	円 銭 $\frac{1}{2}$ 額	
遺族年金	退職年金の十分の五	備考	年令停止による支給額 (歳 月)	
公務遺族年金	第 号表割		昭和 年 月 まで	
遺族加給	人員 金額		年 額	円
			毎期給額	円
前遺族年金証書記号番号	第 号			
前遺族年金年額	円			

(裏面)

	在職年	始 終 期	年月数		
		自 年 月 日			
		至 年 月 日			
		自 年 月 日			
		至 年 月 日			
		自 年 月 日			
		至 年 月 日			
	計				
	年内	加算	始 終 期	事由	年月数
		自 年 月 日			
		至 年 月 日			
		自 年 月 日			
		至 年 月 日			
	計				
	内除算年	除算	始 終 期	事由	年月数
自 年 月 日					
至 年 月 日					
自 年 月 日					
至 年 月 日					
計					
退職当時の給料	級	号給			
	(月 額)		円		

恩給法等の一部を改正する法律附則の規定により改定すべき恩給の改定及び請求手続に関する規則をここに公布する。

昭和四十年十一月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第五十八号

恩給法等の一部を改正する法律附則の規定により改定すべき

恩給の改定及び請求手続に関する規則

(この規則の趣旨)

第一条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十年法律第八十二号。以下「法律第八十二号」という。)附則の規定により改定すべき恩給で知事が裁定するものの改定及び請求手続については、この規則の定めるところによる。

(証書の発行及び交付)

第二条 法律第八十二号附則第二条又は第四条第一項の規定により年額を改定すべき恩給(以下次条において「改定すべき恩給」という。)で昭和四十年九月三十日以前の日付けのある証書によつて支給しているものについては、受給者の請求を待たずにその年額を改定し、その改定年額を表示した証書を発行する。

2 前項の規定により発行する恩給の証書は、従前の証書と引換えに受給者に交付する。

第三条 改定すべき恩給で昭和四十年十月一日以後裁定するものについては、改定年額及び改定前の年額を表示した証書を発行する。

第四条 法律第八十二号附則第十条の規定により改定すべき恩給に係る恩給金額計算書については、鳥取県恩給給与細則(昭和三十年五月鳥取県

規則第二十二号。以下「給与細則」という。)第四条の規定にかかわらず、様式第一号又は様式第二号による。

(雑則)

第五条 法律第八十二号附則の規定により改定すべき恩給の改定及び請求手続については、この規則に別段の定めのない事項については、恩給給与規則(大正十二年勅令第三百六十九号)及び給与細則の定める例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十年十月一日から適用する。

様式第1号

普通恩給金額計算書		支給銀行	店(出張所)				
鳥取県知事 殿		提出年月日	年 月 日				
下記のとおり取り調べたので、給与されたい。		任命権者印	Ⓢ				
退職当時の官職名及び生年月日	年 月 日生 歳 月	前証書記号番号					
普通恩給年額	十 万 千 百 十 円	前 在 職 年					
毎 期 給 額	万 千 百 十 円 十 銭	前 職					
停止支給期間及額	自至 昭和 年 月 月 円 自至 昭和 年 月 月 円 自至 昭和 年 月 月 円 自至 昭和 年 月 月 円	前恩給年額					
初期支給額	昭和 年 月 渡 月 分 円 銭	傷病年金又は公務に起因する傷病に関する事項					
退職年月日及び事由	昭和 年 月 日						
在 職 年 数	年 { 実 加 除 } 年 月 月 年 月 月						
算 出 率	$\frac{\quad}{150} = \frac{\quad}{150} + \quad$ (加)						
退職当時の額							
控除前の額							
控除額	円 銭 $\times \frac{\quad}{15}$						
差月数	月 $\frac{(2月 \times \text{換算月数})}{\quad}$ (年 月 退職) (年 月 再就職)	退職当時の俸給					
一時恩給基礎俸給	円 銭 $\frac{1}{2}$ 額 円 銭	級 号 給					
		(月額)	円				
在 職 年 の 内 訳							
実 在 職 年		加 算 年		除 算 年			
始 終 期	年 月 数	始 終 期	事 由	年 月 数	始 終 期	事 由	年 月 数
自至	年 . 月 . 日	自至	年 . 月 . 日		自至	年 . 月 . 日	
自至	. . .	自至	. . .		自至	. . .	
自至	. . .	自至	. . .		自至	. . .	
自至	. . .	自至	. . .		自至	. . .	
自至	. . .	自至	. . .		自至	. . .	

様式第2号(表面)

扶助料金額計算書				支給銀行		店(出張所)							
鳥取県知事 殿				提出年月日		年 月 日							
下記のとおり取り調べたので、給与されたい。				任命権者印		⑤							
公務員官職氏名						年 月 日生							
及び遺族続柄氏名						年 月 日生							
名生年月日						年 月 日生							
						年 月 日生							
						年 月 日生							
扶助料額	万	千	百	十	円	毎期給額	万	千	百	十	円	十	銭
起算起月	昭和 年 月			初期給額	昭和 年 月 渡	ケ月分				円	銭		
退職年月日及び事由	昭和 年 月 日			権利	発生	昭和 年 月 日							
在職年数	年	実加除	年 月 月		発生	転権	昭和 年 月 日						
恩給算出率	$\frac{150}{150} = \frac{150}{150} + \text{--- (加)}$				事由	移転	昭和 年 月 日						
退職当時俸給年額	円 銭			普通恩給	控除前の算出額	円 銭							
基本俸給年額	円 銭				控除額	円 銭	$\frac{\times}{15}$						
基本恩給証書記号番号	第 号			年額	差月数	月 一 月							
普通恩給年額	十 万 千 百 十 円				控除	一時恩給基礎給	円 銭	$\frac{1}{2}$ 額			円 銭		
普通扶助	普通恩給の十分の五			備考		年令停止による支給額(歳 月)							
公務扶助	第 号 割			昭和 年 月まで			年 額 円						
遺族加給	人 員 人			毎期給額			円						
	金 額 円												
前扶助料証書記号番号		第 号											
前扶助料年額		円											

(裏面)

<div style="border: 1px solid black; height: 100px; width: 100%;"></div>	実 在 職 年 職		始	終	期	年月数	
		自	年	月	日		
		至	.	.	.		
		自	.	.	.		
		至	.	.	.		
		自	.	.	.		
		至	.	.	.		
	年	.	.	.			
	職	計					
	年 の 内	加	始	終	期	事由	年月数
		自	年	月	日		
		至	.	.	.		
		自	.	.	.		
		至	.	.	.		
		自	.	.	.		
至		.	.	.			
年	計						
年 の 内	除	始	終	期	事由	年月数	
	自	年	月	日			
	至	.	.	.			
	自	.	.	.			
	至	.	.	.			
	自	.	.	.			
	至	.	.	.			
年	計						
退職 当 時 の 俸 給	級		号給				
	(月 額)		円				

告 示

鳥取県告示第五百六十二号

次の保安林を解除予定の保安林にしたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十年十一月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

鳥取市浜坂字下河原ノ二七六―五

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

道路敷地とするため

鳥取県告示第五百六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和四十年十一月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除に係る保安林の所在場所

岩美郡福部村大字湯山字高浜二一六四―四四九（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

道路敷地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び福部村役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第五百六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和四十年十一月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除に係る保安林の所在場所

鳥取市東町二丁目一〇四（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

名所又は旧跡の風致の保存

三 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

二 解除に係る保安林の所在場所

鳥取市湖山町字下浜一一九四―一二七、一一九四―一三六（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

(一) 次の図は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。

三(一) 解除に係る保安林の所在場所

鳥取市湖山町字下濱一九四一四、一九四一三二、字下濱一九四一三二、一九四一三三、一九四一三四、字白浜二九六〇一八五

(次の図に示す部分に限る。)

三(二) 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三(三) 解除の理由

指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

四(一) 解除に係る保安林の所在場所

鳥取市湖山町字白浜二九六〇一八八

四(二) 保安林として指定された目的

飛砂の防備

四(三) 解除の理由

指定理由の消滅

五(一) 解除に係る保安林の所在場所

鳥取市湖山町字下濱一九四一三〇、一九四一三二

五(二) 保安林として指定された目的

飛砂の防備

五(三) 解除の理由

指定理由の消滅

(一) 次の図は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。

六(一) 解除に係る保安林の所在場所

鳥取市湖山町字下外浜一三〇七一、一三〇六一、一三〇六一三

(二) 保安林として指定された目的

六(二) 潮害の防備

潮害の防備

六(三) 解除の理由

指定理由の消滅

七(一) 解除に係る保安林の所在場所

鳥取市湖山町字二本松西方二九五五一、二九五五十三七、二九五五三八、二九五五三〇、二九五五四二、二九五五三九、二九五五三一、二九五五二二、二九五五二四、二九五五二八、字池淵外濱一七四七一

七(二) 保安林として指定された目的

潮害の防備

七(三) 解除の理由

指定理由の消滅

八(一) 解除に係る保安林の所在場所

鳥取市賀露町字六万坊一七一八(次の図に示す部分に限る。)

八(二) 保安林として指定された目的

風害の防備

八(三) 解除の理由

指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

九(一) 解除に係る保安林の所在場所

鳥取市賀露町字上小路の貳一七〇九一(次の図に示す部分に限る。)

保安林として指定された目的

風害の防備

(三) 解除の理由

指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

十(一) 解除に係る保安林の所在場所

気高郡気高町大字八束水字中船戸屋敷二六五四一、二六五六一

保安林として指定された目的

魚つき

(三) 解除の理由

指定理由の消滅

十一(一) 解除に係る保安林の所在場所

気高郡気高町大字浜村字東浜七八四一七二、七八四一五四(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)、七八四一七六

保安林として指定された目的

飛砂の防備

(三) 解除の理由

指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び気高町役場に備え置いて縦覧に供する。)

十二(一) 解除に係る保安林の所在場所

気高郡青谷町大字井手字道端五七二一五、五七二一六、五七六一二

保安林として指定された目的

風害の防備

(三) 解除の理由

指定理由の消滅

十三(一) 解除に係る保安林の所在場所

気高郡青谷町大字井手字馬込三七六一一(次の図に示す部分に限る。)、三七六一二

保安林として指定された目的

飛砂の防備

(三) 解除の理由

指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び青谷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

十四(一) 解除に係る保安林の所在場所

東伯郡北条町大字松神字東灘山一二〇八、一二〇九一二、一二一〇、字鷺取四五五

保安林として指定された目的

風害の防備

(三) 解除の理由

指定理由の消滅

十五(一) 解除に係る保安林の所在場所

東伯郡大栄町大字大谷字早稲田二〇七五、二〇七六(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)

(一) 保安林として指定された目的

潮害の防備

(二) 解除の理由

指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び大栄町役場に備え置いて縦覧に供する。)

天(一) 解除に係る保安林の所在場所

東伯郡東伯町大字逢東字鈴野一〇七五―二二六、一〇七五―一七二

(次の図に示す部分に限る。)

(二) 保安林として指定された目的

潮害の防備

(三) 解除の理由

指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び東伯町役場に備え置いて縦覧に供する。)

七(一) 解除に係る保安林の所在場所

西伯郡日吉津村大字日吉津字灘濱ノ貳一八六六―一、一八六六―二、

字灘濱ノ参一八六七―一、一八六七―二、字灘濱ノ四一八六八―一、一

八六八―二、大字今吉字灘濱二九八(以上七筆について次の図に示す部

分に限る。) 大字富吉字灘濱一三六四―一、一三六四―二

(二) 保安林として指定された目的

潮害の防備

(三) 解除の理由

指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び日吉津村役場に備え置いて縦覧に供する。)

六(一) 解除に係る保安林の所在場所

米子市和田町字上松中三二五一―二、三二五一―三、字下灘屋敷東三

二九一―二、三二九三―二、字新川尻三二五五―二、三二五五―三、字

上大灘東北三一六二―二、三一六二―四、三一六四―二、三一七〇

(二) 保安林として指定された目的

潮害の防備

(三) 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第五百六十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定に

基づき、千代水土地改良区の定款の変更を昭和四十年十一月八日認可した

ので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十年十一月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第五百六十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定に

基づき、鳥取市越路土地改良区の定款の変更を昭和四十年十一月十二日認

可したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十年十一月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第五百六十七号

昭和四十年九月二十七日付けで鳥取市伏野七〇番地一 竹本重美ほか二十七人の者から申請のあつた共同で行なおうとする土地改良事業計画及び規約について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第八条第一項の規定に基づき審査した結果、これを適当と認めためたので、同法同条第五項の規定により、次のように縦覧に供する。

昭和四十年十一月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 縦覧に供する書類の名称 土地改良事業計画書及び規約の写し
- 二 縦覧に供する期間 昭和四十年十一月十五日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所 鳥取市役所
- 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

登録番号	登録年月日	氏名	名称又は屋号	住	所	営業所の所在地
米振第一六六号	昭四〇、一〇、一八	梅林 教英	丸 合 ず し	部	米子市西倉吉町一五	住所に同じ。
〃	一六七〃	〃	〃	〃	〃	〃
倉振第二〇四〃	〃	井上 進	山 陰	モ	東伯郡羽合町大字長瀬二、〇一八	住所に同じ。
〃	二〇五〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	橋本てるの	モ	ー	大字宇野一、九八〇	〃
〃	〃	〃	テ	ル	〃	〃
〃	〃	〃	橋	津	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

鳥取県告示第五百七十号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和四十年十一月五日道路の位置を指定し

鳥取県告示第五百六十八号

鳥取市越路土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとする土地改良（開拓パイロット）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定に基づき、昭和四十年十一月十二日認可したので、同法同条第八項の規定により告示する。

昭和四十年十一月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第五百六十九号

食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第三百三号）第三十五条の四第一項の規定に基づき、次のとおり米飯提供業者の登録をしたので、同規則同条第四項の規定により告示する。

昭和四十年十一月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏名	住所	営業所の所在地
米子市西倉吉町一五	〃	〃
昭和町三八の一	〃	〃
米子市夜見町二、九四六	〃	〃
東伯郡羽合町大字長瀬二、〇一八	〃	〃
大字宇野一、九八〇	〃	〃

昭和四十年十一月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

